

不発弾の発見について

3月12日（金）、辻1052番地の1において、不発弾（250キロ爆弾1個・信管付き）が発見されました。現在は、自衛隊により不発弾の信管防護処置が施され、24時間体制で警備を行っています。



【今回の不発弾発見にかかると経過】

- 3月10日（水）午後4時55分に、市内辻地内マンションの建設業者から杭打ち作業中に金属片を発見したとの連絡があり、市は武南警察署とともに現場に出向き、金属片を確認しましたが、明らかに爆弾と異なっていることから爆弾ではないと判断しました。
- しかし、発見場所で過去3回の不発弾処理を行っていること、さらに、今回の金属片が発見された位置が、過去に不発弾が発見された状況と同じであり、未発見の不発弾があることも考えられることから、マンション建設業者に対し、安全確認のための調査の必要性和慎重な対応をするよう要請をしたところ、マンション開発業者から「今後の対応を検討する」との回答がありました。
- 3月12日（金）にマンション建設業者が、当該場所で調査確認作業中に不発弾を掘り起こした連絡が入り、その後、自衛隊により不発弾と確認され、信管防護処置が施されました。
- 後日、市はマンション開発業者との話し合いをもち、掘り起こしに至った経緯等について確認したところ、マンション開発業者は、過去の調査結果を信じ、不発弾はないことを前提に確認のための掘り起こし作業を行ったとの説明でした。

◆市議会が「不発弾問題調査特別委員会」を設置しました



不発弾問題調査特別委員会による現場視察

市議会では、3発目の処理後に安全化宣言をしたにもかかわらず、4発目の不発弾が発見されたことを重く受け止め、3月23日（火）に開催された3月定例会市議会において、議員提出議案として「不発弾問題調査特別委員会の設置」を議会上に上程し、全会一致で可決・成立しました。

議会終了後、10人の市議会議員で構成する特別委員会委員により、現場視察が行われ、発見に至る経過と現在の状況を確認しました。

今後市議会として、マンション開発業者・調査会社からの事情聴取、発見の経緯・処理・処理後について安全確認等の調査を行ってまいります。

～不発弾発見にかかると市長コメント～

マンションの建設予定地は、マンションの開発業者において過去に2回の磁気探査を行っており、その中で金属反応があった箇所は何れも不発弾が発見されており、陸上自衛隊において安全に処理されたところです。

なお、処理済み箇所以外には金属反応はないとの報告を受けています。

今回、発見されたことは、驚きと同時に磁気探査の信頼性を大きく損なうものと言わざるを得ません。調査方法について再度検討し、安全確認した上で対処する方針です。

市民生活に度重ねての影響を及ぼすことについては、誠に遺憾と考えます。

鳩ヶ谷市長 木下 達則

◆市役所内「鳩ヶ谷市民有地内不発弾処理対策会議」を設置しました

不発弾問題の解決を図るため、不発弾の調査・処理経過の検証や今後の対応を検討するため、3月23日（火）、13人の市職員で構成する「鳩ヶ谷市民有地内不発弾処理対策会議」を庁内に設置しました。

今回の発見は、「市民の安全安心」な暮らしを根幹から覆す問題と重く受け止め、適切に対応いたします。

処理日等の詳細は、決定次第、お知らせします。

市議会から

22年第1回鳩ヶ谷市議会定例会が、3月2日から3月23日まで市役所議場で開かれ、市長提出23議案、議員提出5議案などが審議され、議員提出4議案を除き可決されました。

◆可決された市長提出議案

▽一般会計・7特別会計・水道事業会計予算▽21年度一般会計補正予算(第7号)▽21年度一般会計補正予算(第8号)▽市職員の給与に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正▽県都市競艇組合規約変更▽21年度国民健康保

春の全国交通安全運動

4月6日(火)～15日(木)

一人ひとりが交通ルールやマナーを守り、交通事故に遭わないよう、起こさないように注意しましょう。
問合せ 環境対策課・内線3422

重点目標

- 【鳩ヶ谷市】**
- 1 子どもと高齢者の交通事故防止
 - 2 自転車も含む運転中の携帯電話使用の追放
 - 3 後部座席もシートベルトとチャイルドシートの着用安全確認
- 【埼玉県】**
- 1 飲酒運転の根絶
 - 2 シートベルト・チャイルドシートの着用徹底と安全車間距離の保持
 - 3 自転車の安全利用の推進

◆交通事故死ゼロを目指す日キャンペーン

日時 4月6日(火) 午前10時～11時
場所 鳩ヶ谷駅東口ロータリー

◆運転者の安全運転講習会

日時 4月8日(木) 午後6時30分～7時30分
場所 市役所2階市民フォーラム

◆母親の交通安全教室

日時 4月14日(水) 午後1時30分～2時30分
場所 市役所2階市民フォーラム

◆高齢者の交通安全講話

日時 4月14日(水) 午後3時～4時
場所 市役所2階市民フォーラム

県下統一 4月10日(土)は 交通事故死ゼロを目指す日

年金受給者のうち、市民税・県民税納税通知書の「翌年度仮特別徴収税額」欄に金額の記載がある方は、4月から仮特別徴収が始まります。仮特別徴収は、21年10月から年金の引き落とし(特別徴収)を開始した納税義務者が対象となり、本年度(22年度)の市・県民税を引き落とし(特別徴収)します。
※市・県民税が課税されていない方は、年金からの引き落としはされません。

平成21年度市民税・県民税 納税通知書の見かた

◎市民税・県民税納税通知書の2枚目～右下部分～

公的年金からの特別徴収	特別徴収義務者		
	特別徴収対象年金	老齢基礎年金	
特別徴収税額	平成21年4月		翌年度仮特別徴収税額
	平成21年6月		
	平成21年8月		
	平成21年10月	平成22年4月	
	平成21年12月	平成22年6月	
	平成22年2月	平成22年8月	

平成22年4月から仮特別徴収で年金から引き落としされる金額

市民税・県民税の仮特別徴収 (年金からの引き落とし)が始まります

市民センター窓口をご利用ください

受付できる手続きが4月から増えました

市民センターで手続きができるもの
転入届、転出届、転居届、世帯変更届(外国人の方を除く)、戸籍または除籍の全部事項証明書、個人事項証明書および身分証明書の交付、印鑑の登録申請廃止申請、印鑑登録証明書の交付、住民票の写しの交付、外国人登録原票記載事項証明書の交付、戸籍または除籍の附票の交付、母子健康手帳の交付、納期内市税等の収納 ※赤文字の部分が4月から受付できる手続きです。

他の市町村等へ照会が必要な場合、すぐに受け付けできない場合があります。

開館時間 午前8時30分～午後7時

休館日 毎週水曜および祝日の翌日、年末年始
※国民健康保険、介護保険、子ども医療費や手当、学校の転校等、上記に記載のない手続きはできません。

問合せ 市民センター ☎280-2925
市民課・内線3131